

平成27年11月26日

年金数理人から見た 第3号被保険者問題

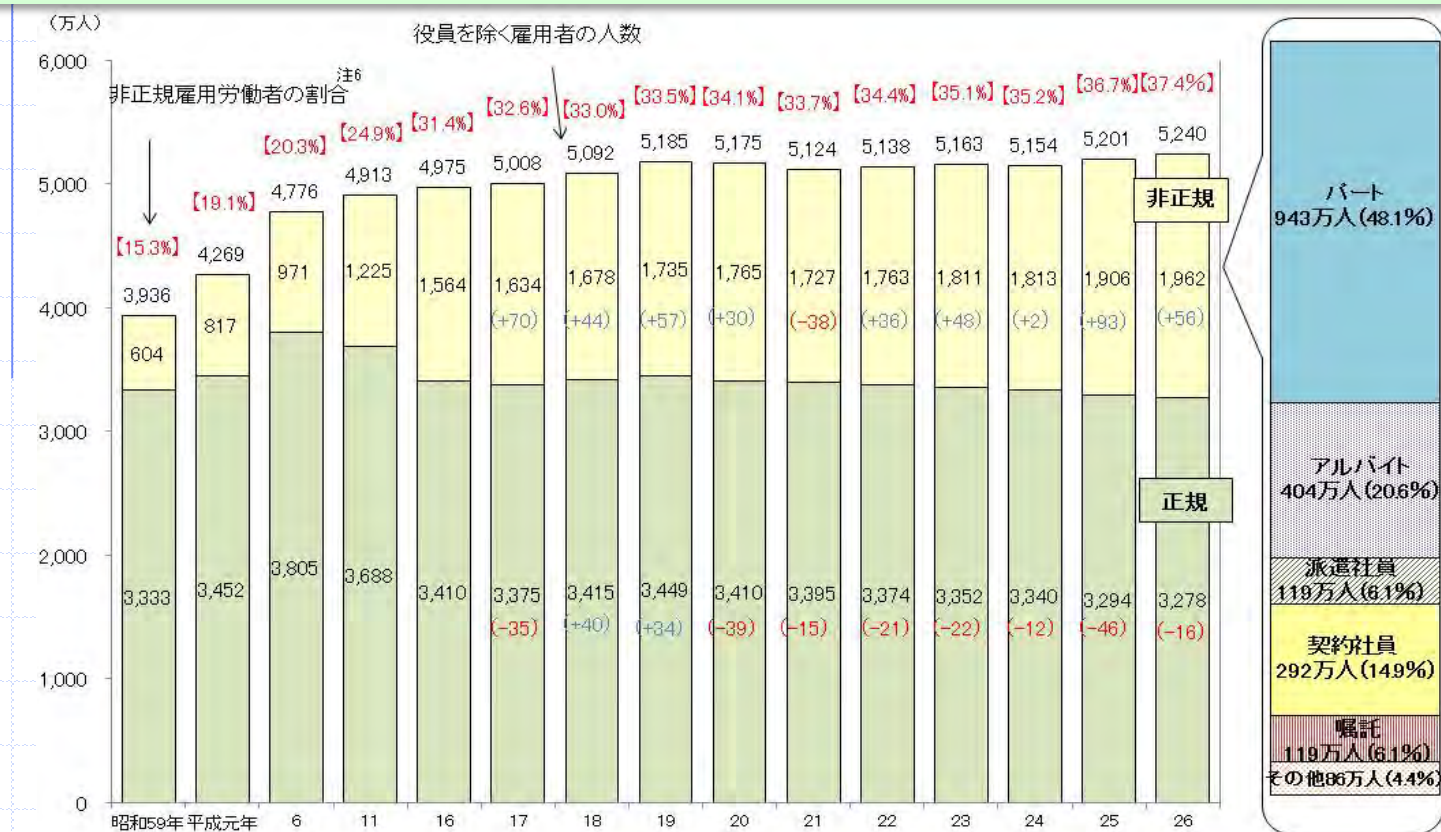
時間： 14:00～17:00

場所： 東海大学校友会館

みずほ年金研究所 小野正昭

正規雇用と非正規雇用労働者の推移

- 非正規雇用労働者は、平成6年から平成16年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加している。
- 近年、非正規雇用労働者に占める65歳以上の割合が高まっている。
- 雇用形態別にみると、近年、パート、アルバイトが増加している。



(注) 1) 平成17年から平成23年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した値。

2) 平成23年の数値、割合及び前年差は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値。

3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

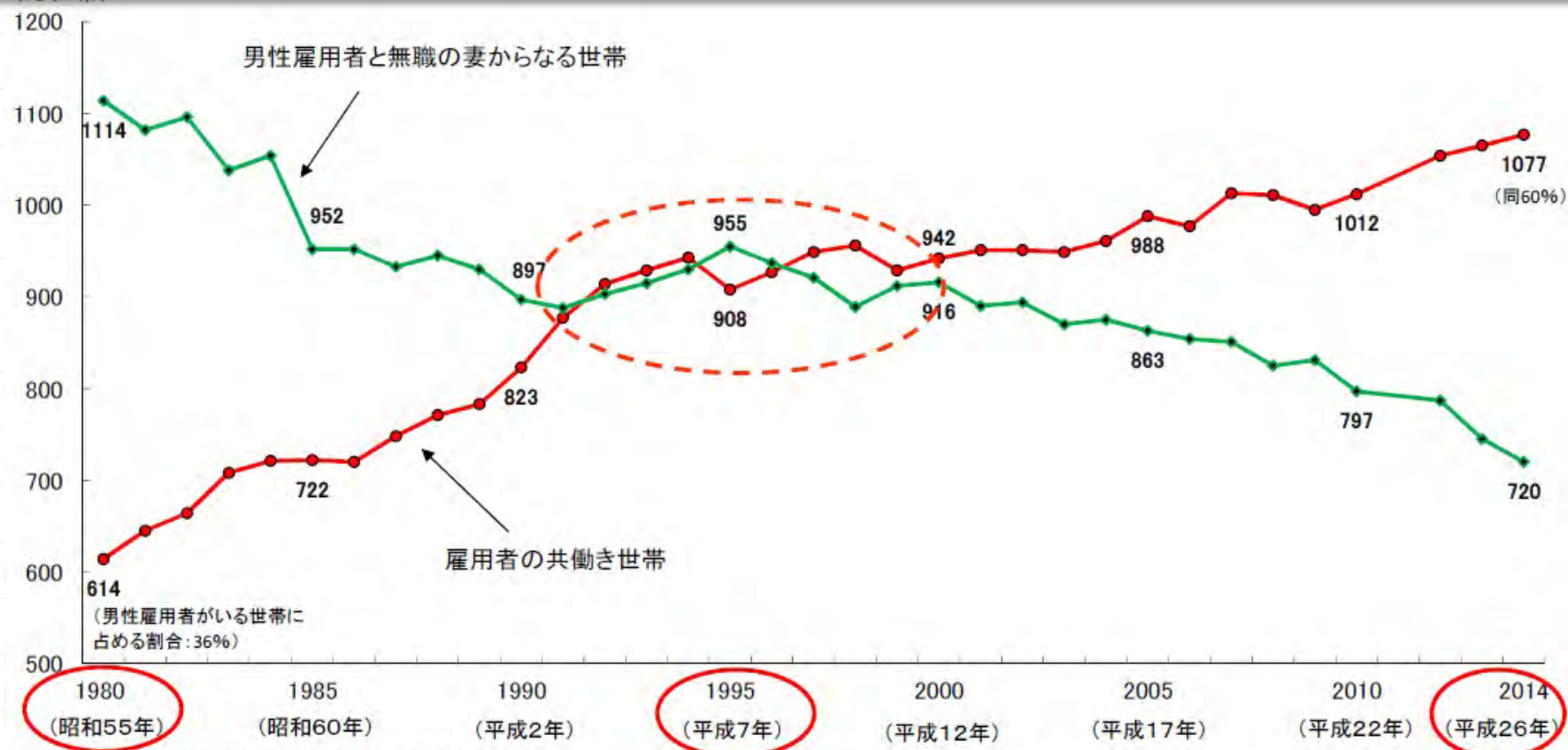
4) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

5) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

6) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

共働き世帯数と片働き世帯数の推移

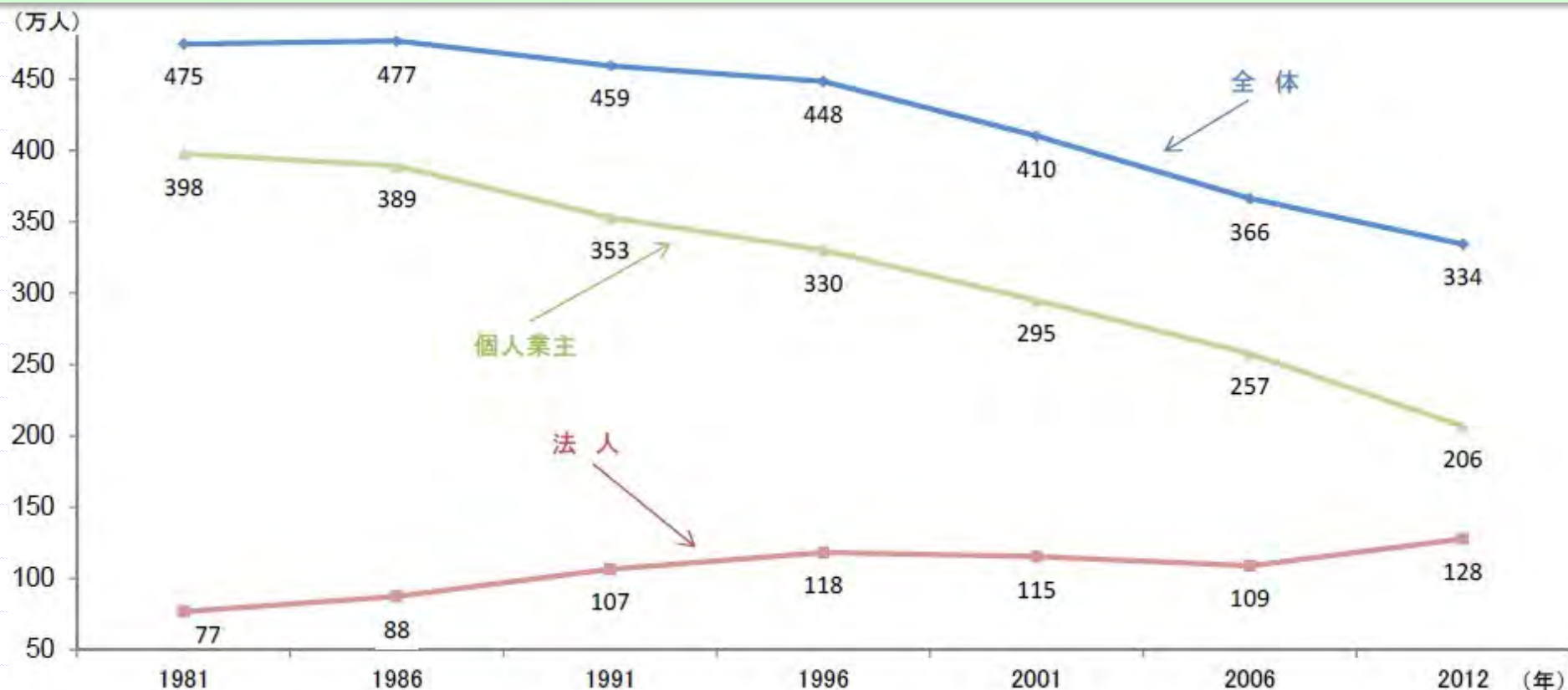
○共働き世帯は年々増加。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、専業主婦世帯数と共働き世帯数が拮抗し、1997年以降は専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向は更に鮮明となり、2014年には60%にまで上昇。



- (備考) 1. 「雇用の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用の世帯。
 2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 就業者から農林業及び自営業者・家族従業者は除いた。
 4. 平成23年は東日本大震災の影響により集計していない期間があり、年次結果は公表されていない。
 (出所)「労働力調査特別調査」「労働力調査」(総務省)より作成。

小規模事業者数(法人数+個人業主数)の推移

○ 小規模事業者数は、個人業主の減少などにより減少傾向にある一方、法人数は増加傾向にあり、小規模事業者数に占める法人数の割合は上昇。



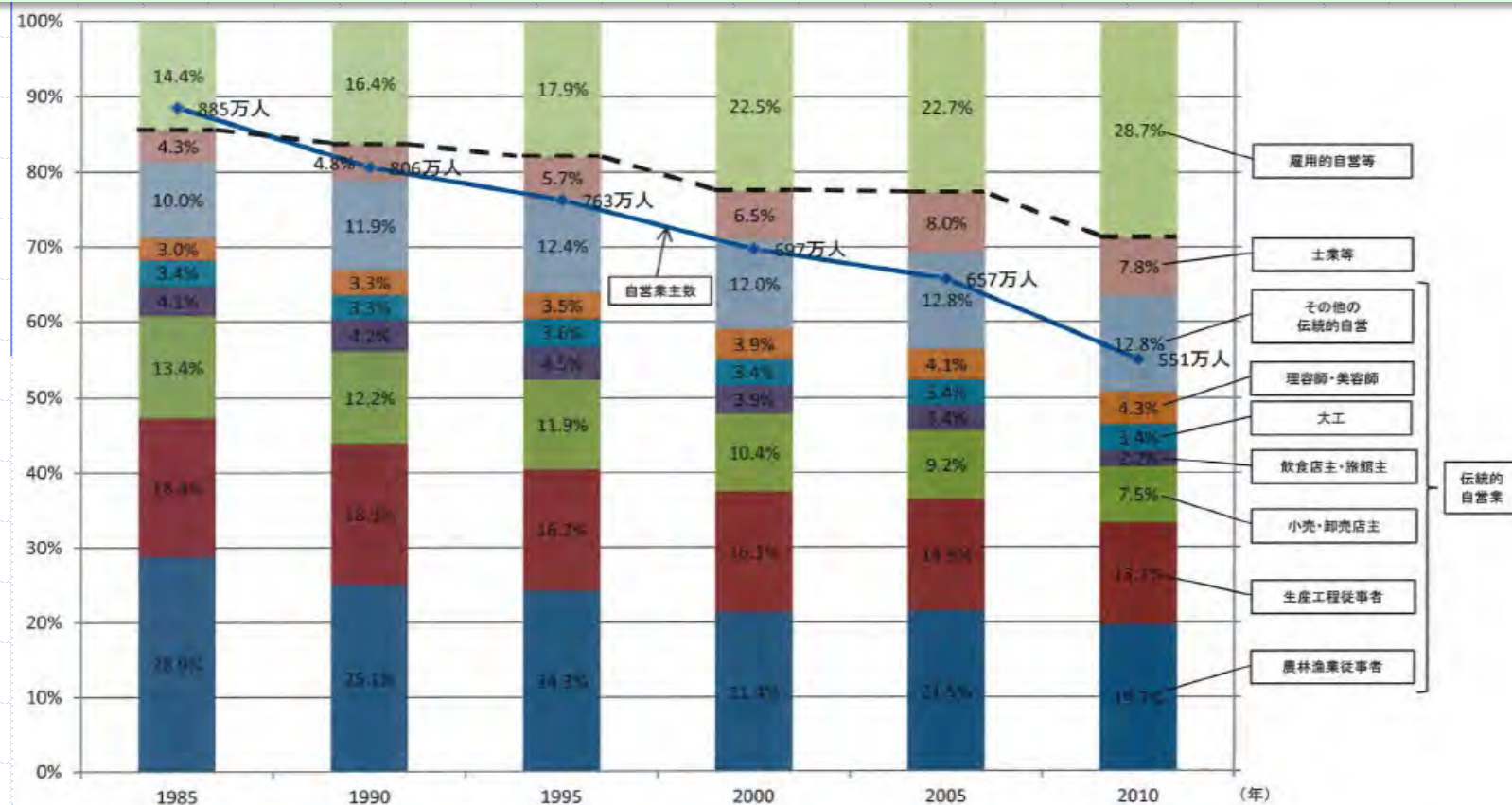
(出所) 中小企業庁「中小企業白書」掲載資料(総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」再編加工)より作成。

(注1) 「小規模事業者」とは、常時雇用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の法人又は個人業主をいう。

(注2) 「事業所・企業統計調査」及び「平成24年経済センサスー活動調査」では、農林漁業に属する個人経営の事業所等が調査の対象から除かれていること、SOHOなど外観からは捕捉が困難な事業所・企業が増加しており、そうした事業所・企業を必ずしも的確に把握できないこと等から、社(者)数が他の統計と乖離している。

職種別自営業主及び構成比の推移

○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



(出典)総務省「国勢調査」

(備考)「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

就労形態等ごとの社会保障制度・税制の適用関係

	正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営等)	自営業主 (伝統的自営業、土業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
公的医療 保険	健康保険組合・協会けんぽ			国民健康保険		健康保険組合・ 協会けんぽ
公的年金	基礎年金			基礎年金		基礎年金
	厚生年金					
雇用保険	雇用保険					
勤労性所得 に対する課税	給与所得課税			事業所得課税		

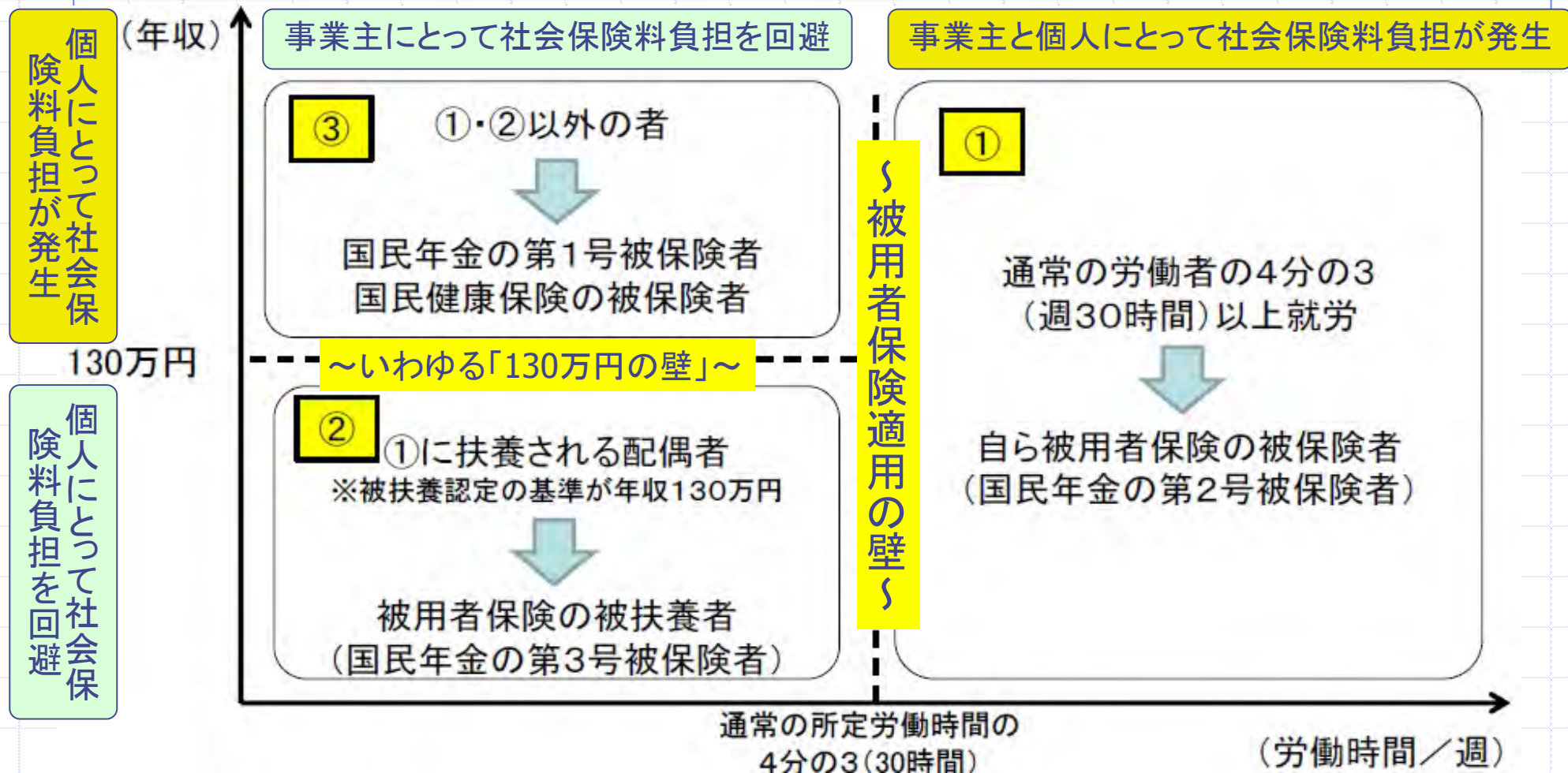
(凡例) 社会保障制度については、事業主拠出、本人拠出の別に応じて以下のとおり色分けしている。ただし、雇用保険のうち労災保険部分は全額事業主負担であることに留意。

事業主拠出・本人拠出(折半)	本人拠出	本人拠出なし
----------------	------	--------

(注) 週所定労働時間が正規雇用労働者の4分の3(週30時間)以上の場合、被用者保険(医療:健康保険組合・協会けんぽ、年金:厚生年金)の被保険者となる。また、2分の1(週20時間)以上で、31日以上雇用見込みがある場合、雇用保険の被保険者となる。

被用者保険の被保険者の配偶者の位置付け

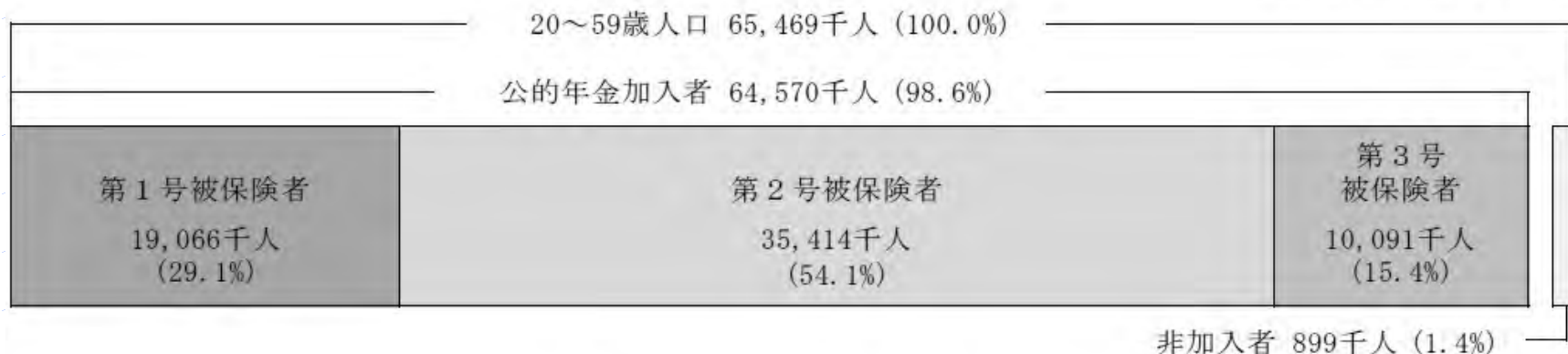
- ① まず、通常の労働者のおおむね4分の3以上就労している場合は、自ら被用者保険の被保険者となり、
- ② ①に該当しない年収130万円未満の者で、①に扶養される配偶者が被用者保険の被扶養者となり、
- ③ ①にも②にも該当しない者は国民年金、国民健康保険の被保険者となる。



公的年金加入状況(20～59歳)等

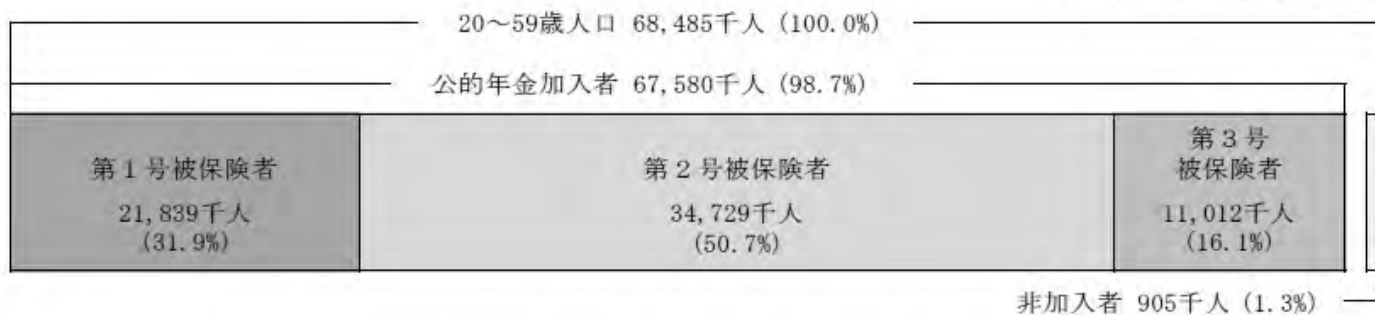
○ 20～59歳の人口の減少と共に公的年金加入者数(20～59歳)は減少しているが、第2号被保険者の割合が増加する一方、第1号被保険者と第3号被保険者の割合が減少している。

(平成22年11月末現在)



(参考) 平成16年調査の結果

(平成16年11月末現在)



年金制度でみた「夫婦共働き」の状況

○ 夫婦の公的年金の加入状況を見ると、「夫：第2号被保険者—妻：第3号被保険者」の組合せが、「夫：第2号被保険者—妻：第2号被保険者」の組合せの2倍弱となっている。第3号被保険者の6割以上に収入がある。

(単位:千人)

		夫の公的年金の加入状況			
		合計	国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者	国民年金 第3号被保険者
妻の公的年金の 加入状況	合計	18,050	3,025	14,853	172
		100%	17%	82%	1%
	国民年金 第1号被保険者	2,732	2,392	340	—
		15%	13%	2%	—
	国民年金 第2号被保険者	5,785	633	4,980	172
		32%	4%	28%	1%
	国民年金 第3号被保険者	9,533	—	9,533	—
		53%	—	53%	—

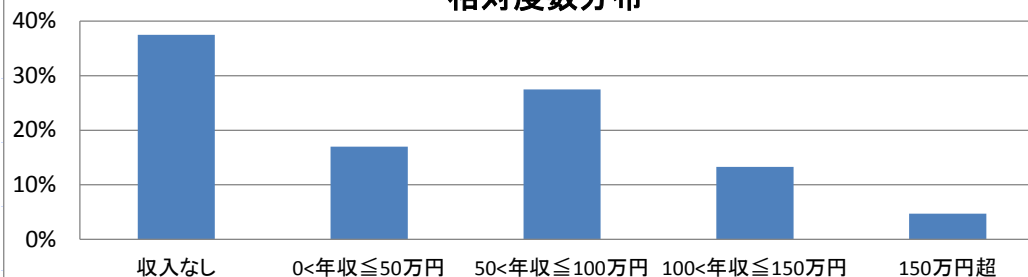
「働く専業主婦」※の存在

(注1)福島県を除く。

(注2)「公的年金加入していない」又は「不詳」の場合は除いて集計したもの。

(資料)厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成24年)

年収階級別第3号被保険者数の
相対度数分布

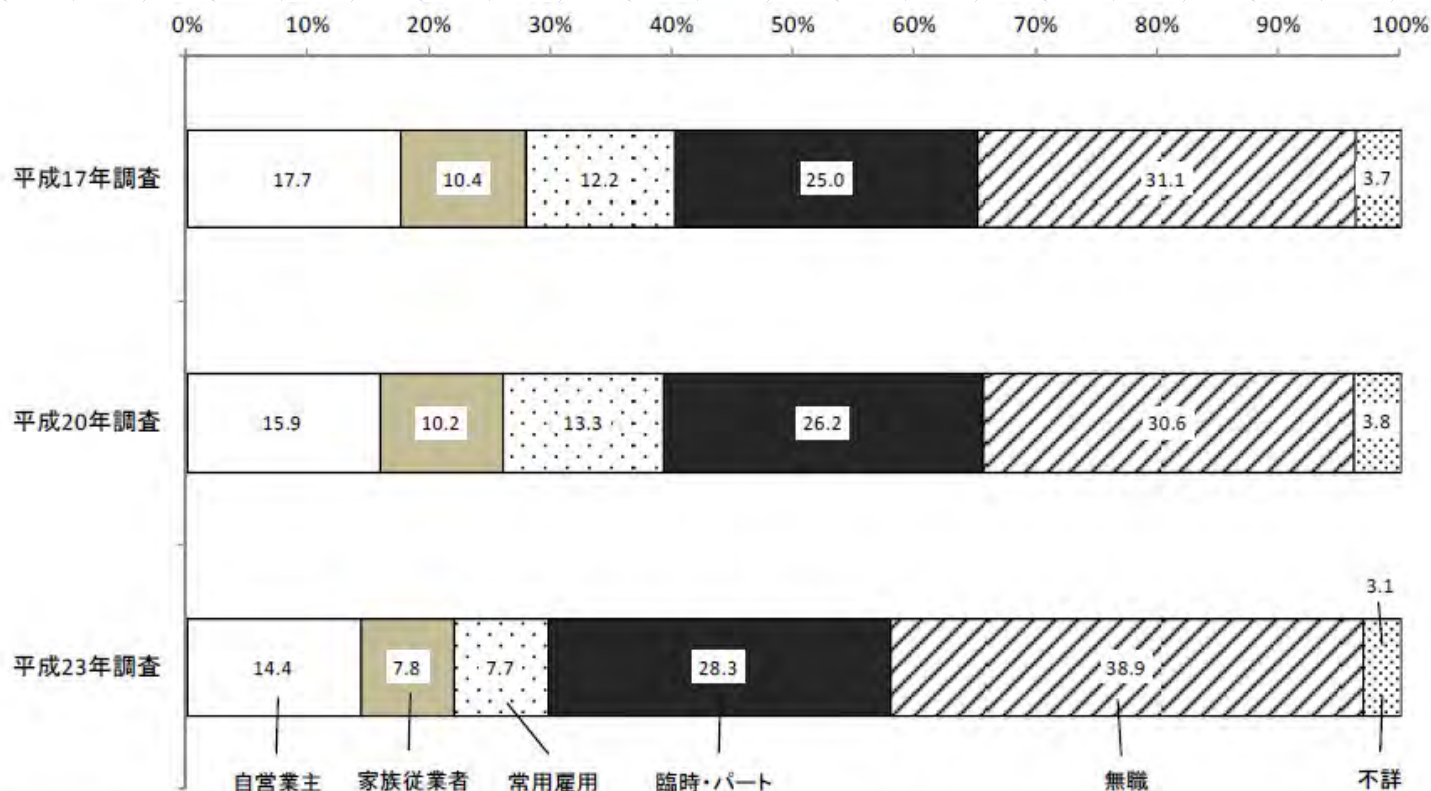


※ 便宜的表現

出所:「公的年金加入者等の所得に関する実態調査の結果について」厚生労働省年金局数理課(2012年7月4日)

国民年金第1号被保険者の就業状況の推移

○ 自営業主、家族従業者が第1号被保険者に占める割合は減少している一方で、それ以外の者(常用雇用、臨時・パート、無職者)の割合が増加している(第1号被保険者数は、自営業主の減少ほどは減少していない)。



注1 平成17年調査については、調査年の4月又は5月に資格喪失をした者が含まれていないが、平成20年以降の調査では含まれる。また、平成23年調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるよう明記したため、推移をみる場合には注意が必要である。

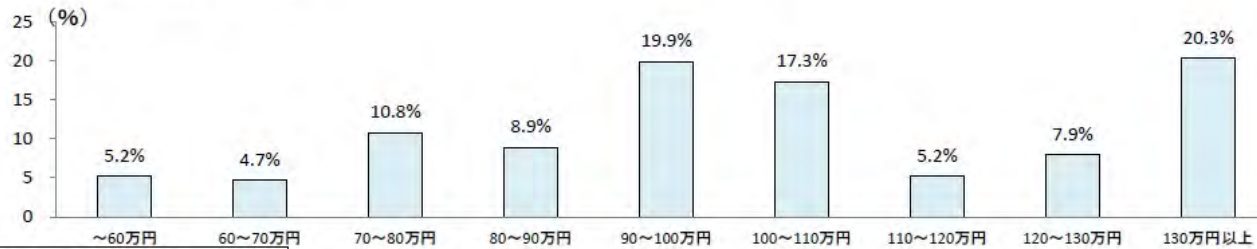
注2 全調査年で、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

いわゆる「130万円の壁」

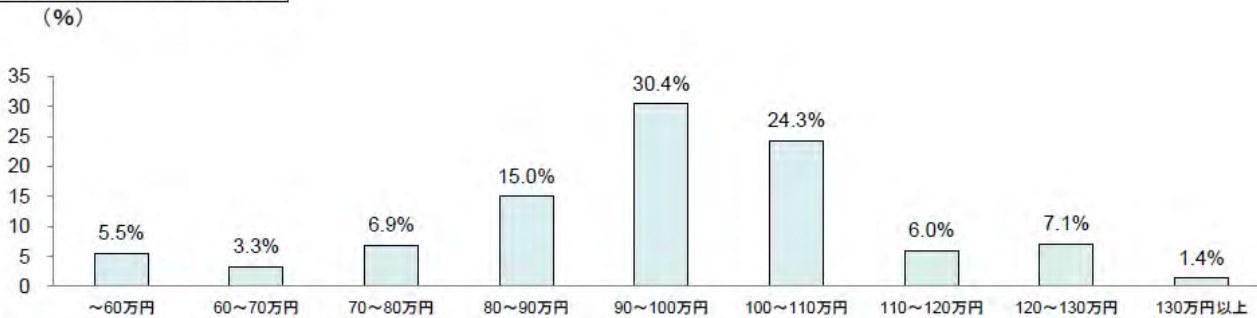
○ 短時間労働者の収入分布をみると、第3号被保険者だけでなく、第1号被保険者においても、100万円前後に山が存在。→「130万円の壁」とは別の要因が作用していることがうかがわれる。103万円は心理的壁？

週20～30時間の短時間労働者の収入分布

週20～30時間の第1号被保険者



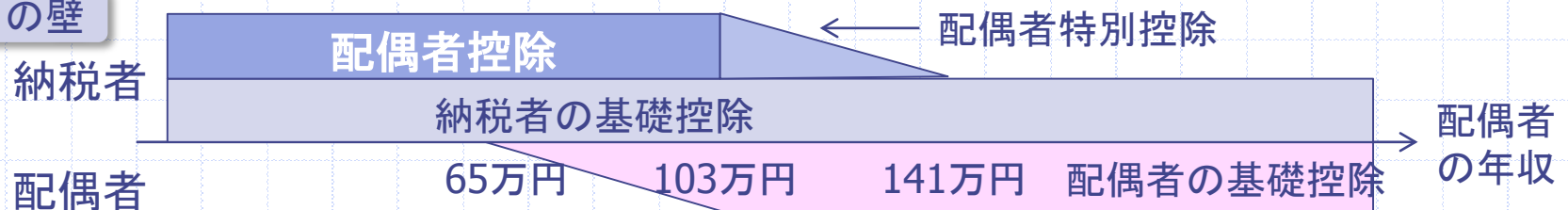
週20～30時間の第3号被保険者



(資料)厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成23年)を特別集計して作成

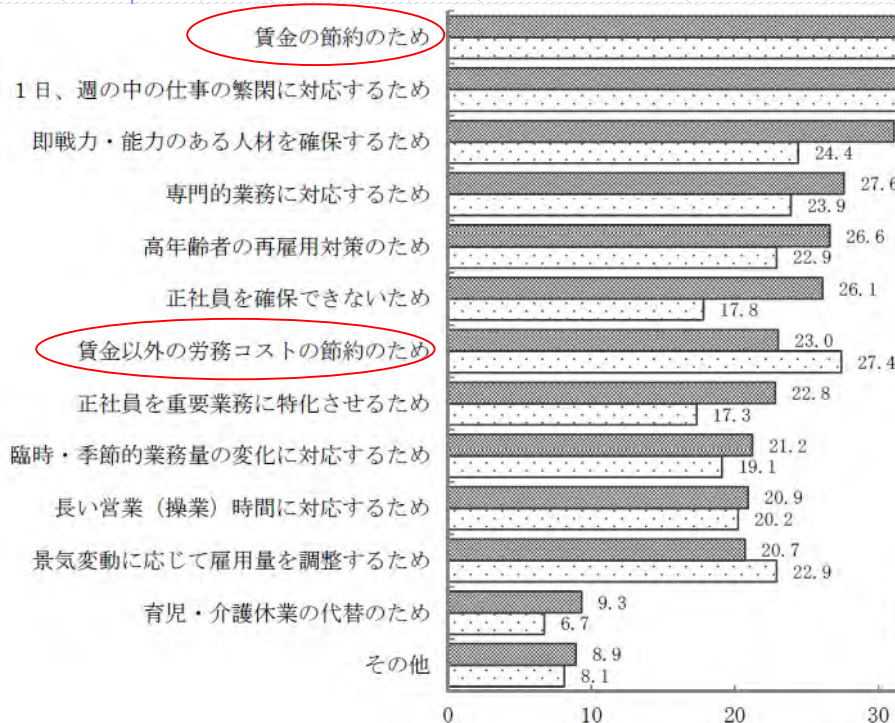
(注)年収は、前年にパート等として働いて得た収入。また、年収無しの方等を除いている。

参考: 103万円の壁

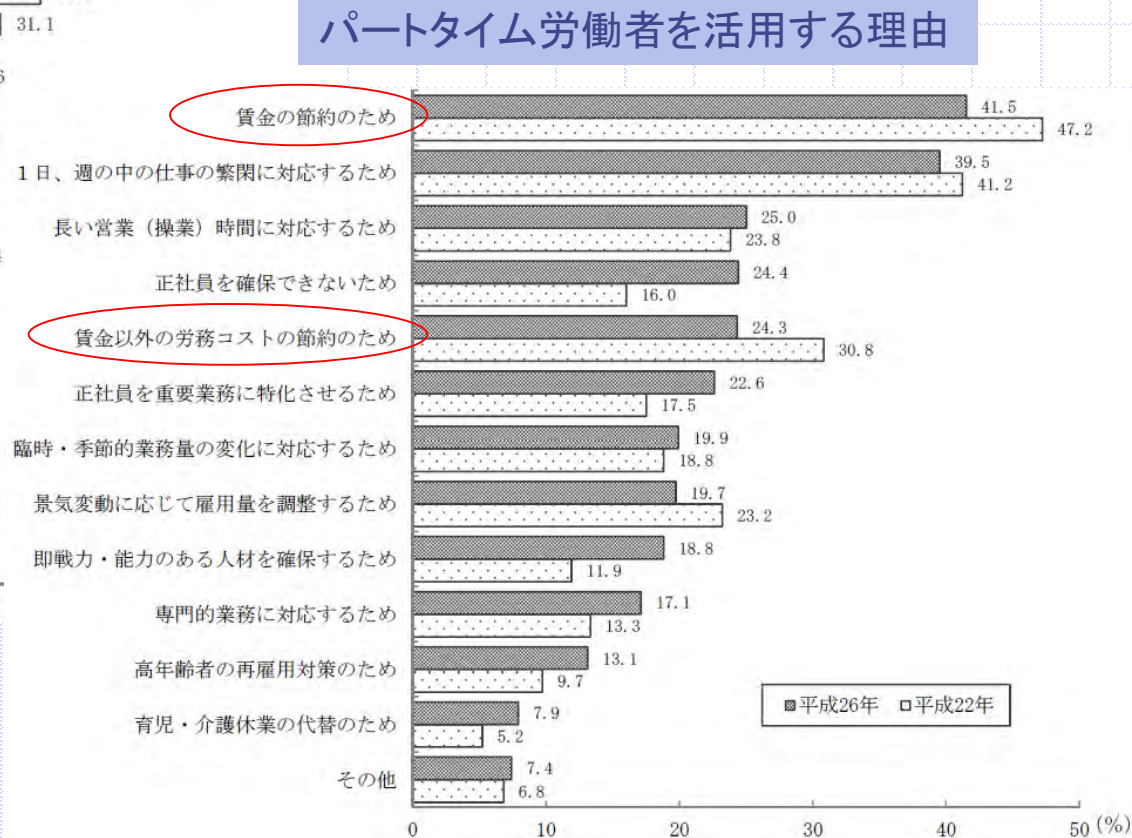


被用者保険適用の壁

- 事業主側の動機として「賃金の節約」、「賃金以外の労務コストの節約」が理由の一定程度を占める。
- 正社員以外の就業形態を選んだ労働者側の理由として「就業調整」を挙げる割合は、パートで6.2%程度。一方、正社員以外の労働者で今後正社員を希望する者の割合は約30%、パートで約24%である(資料省略)。



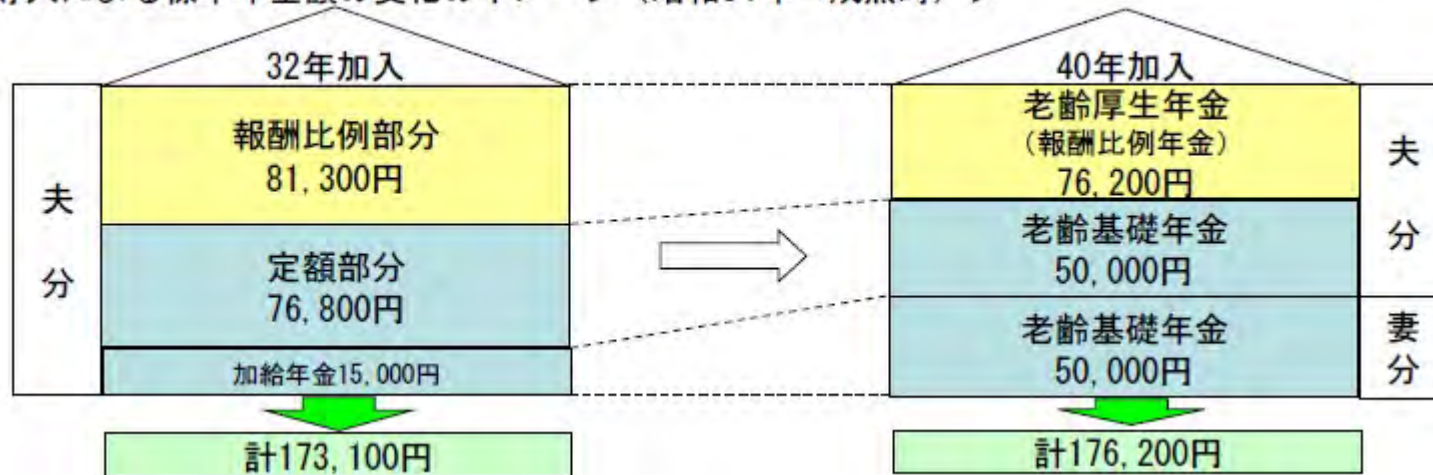
正社員以外の労働者を活用する理由



第3号被保険者制度の導入経緯

- 妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の受給額は夫婦とも40年加入する頃には、現役時代の夫の収入よりも多くなることが予測された。一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金は受給できず、さらに、離婚した場合には、自分名義の年金がないという問題があった。
- 昭和60年の年金改正において、サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を得られるようにした。その際、第3号被保険者については、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。
- また、年金の給付水準については、夫の1人分の年金水準ではなく、妻の基礎年金を含めた夫婦2人分の年金水準について、現役時代の所得とのバランスが取れるように設定していくこととなった。

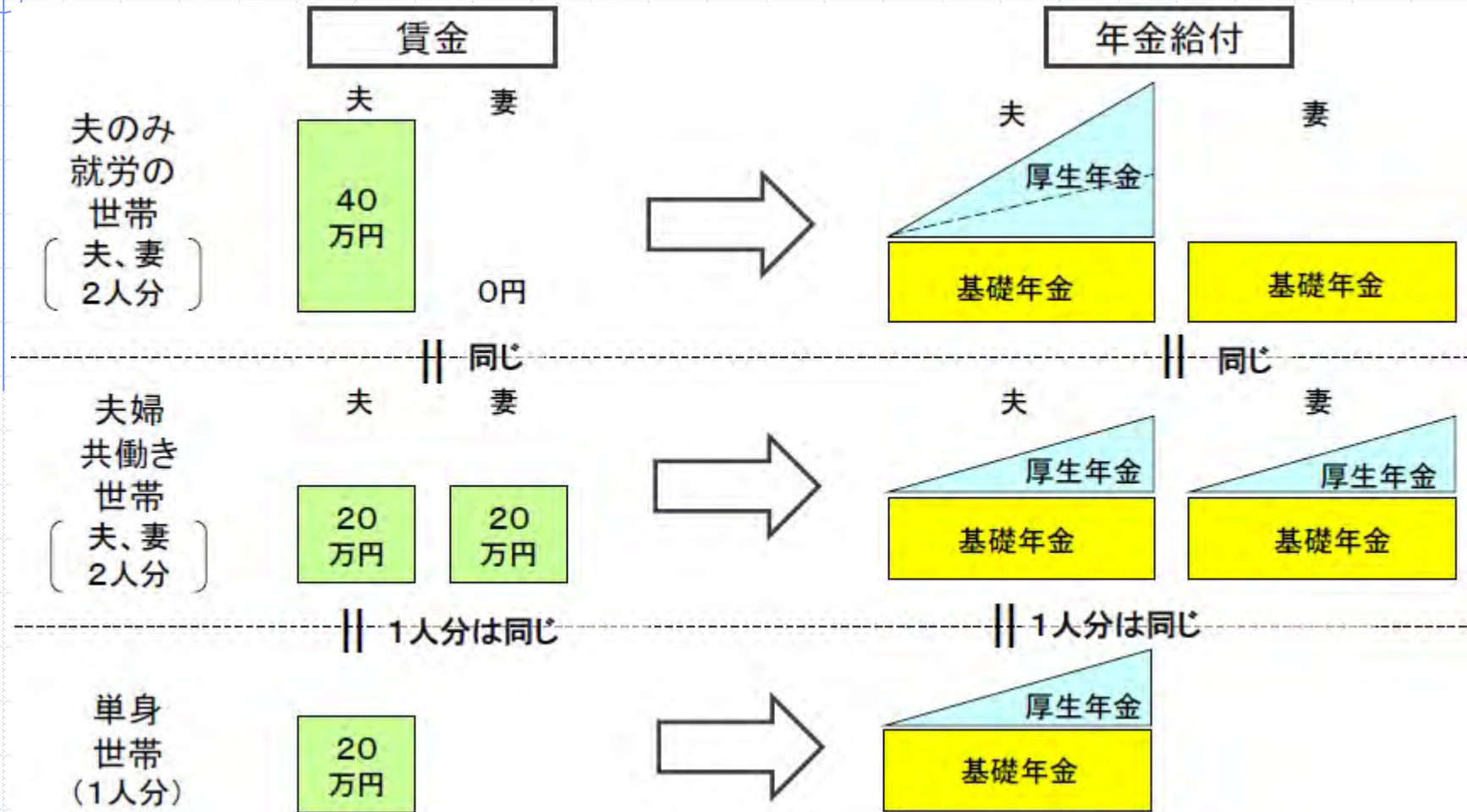
<基礎年金導入による標準年金額の変化のイメージ（昭和61年→成熟時）>



結果として、単身者と共働き世帯は、定額部分(+加給年金)について削減を蒙った？

公的年金の負担と給付の構造

○ 賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。



この説明で納得できない人が少なからず存在すると思われる。何故か？

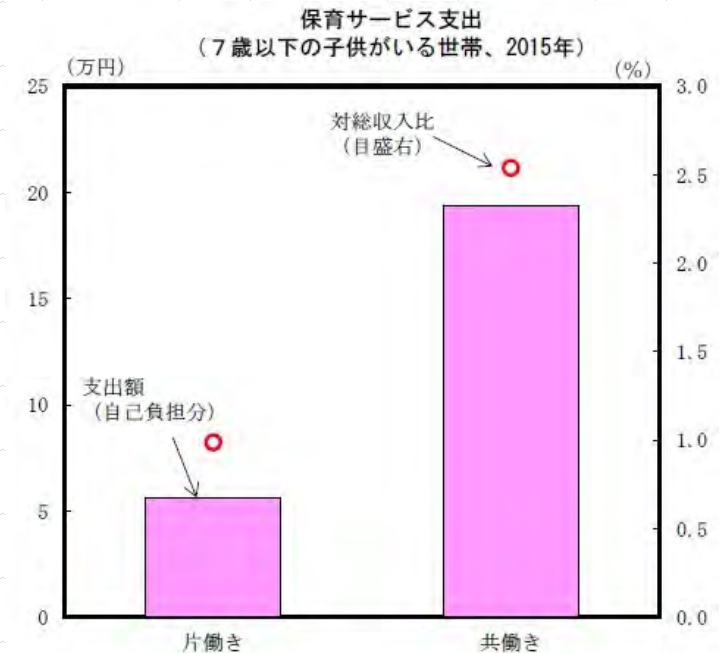
同一年収の共働き世帯と片働き世帯

以下のような論点から、第1号及び第3号被保険者の「被用者化」は社会的な問題を孕んでいる可能性がある

世帯単位で同一年収であれば、暮らし向きは同等か？（専業主婦※は全く付加価値を生まないのか？）

- 例えば、保育サービス支出に関しては、片働き世帯の方が少なくて済む場合が多いと考えられる（右図参照）。
- 育児の面だけでなく、共働き世帯は「時間を買う」かたちでの支出が多いのではないか？（外食等）
- 専業主婦は家計に貢献しており、世帯年収が同一であれば暮らし向きは片働き世帯の方が良いと考えられないか？
- 第3号被保険者には、少なからず「働く専業主婦」が含まれると考えられる。働く専業主婦の収入には社会保険料が課されない。このことを、共働き世帯はどのような心境で捉えるか？

※ 便宜的な記述



被用者である第1号被保険者への影響はないか？

- 「働く専業主婦」の職場は、大規模小売店舗等が多いと思われる。これらの小売店舗に対抗しなければならない個人事業主には、国民年金及び国民健康保険の保険料の拠出義務がある。これでは公正な競争原理に悖るのではないか？
- 「働く専業主婦」が社会保険料の負担を伴わない労働力を提供することで、被用者保険の適用を望む第1号被保険者の機会を奪っていないか？

制度を改革する場合に考慮すること

○ 小売業、サービス業を中心に、全ての産業で非正規雇用の割合が上昇。→対応は急を要する



(出典)総務省「就業構造基本調査」より作成

(注1)平成9年から平成24年までに産業分類方法が改訂されていることから比較の際には留意が必要。

(注2)「パート」「アルバイト」は、勤め先で、それぞれ「パートタイマー」「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者。「その他」は、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の非正規の職員・従業員。表中の100%は、産業別の「会社などの役員を除く雇用者」数。

○ 第3号被保険者個人と雇用する事業主の利害関係を分断することが有効なのは？

- 例えば、被用者年金の適用拡大とは別に、事業主の負担は社会保険の適用状況に関わらず、支払った賃金に対して賦課する方式とすれば、事業主にとっての被用者保険適用の壁はなくなる。

ご静聴、ありがとうございました・・・。

